

「塩屋町9丁目市営住宅跡地活用実証事業」の委託事業者の公募（質問書）

No.	質問内容等	回答
1	<p>独自性の運営は収支を問わないのですか。実証実験とはいえ、企画が地域の人々の交流を主体とするのであれば、事業として成り立つものなのか、成り立たなくてよいものなのか確認したいと思います。</p>	<p>「塩屋町9丁目市営住宅跡地活用実証事業 仕様書4. 事業内容」に記載の通り、本事業では自立的な運営を目指した実証事業を行い、次年度以降は市からの委託料によらず自立的な運営を目指した仕組みを検討することとしています。このため、ご提案いただく事業が地域の人々の交流を主とするものとしても、自立的な運営を目指していることが必要です。</p>
2	<p>今年度の企画として令和5年3月31日までですが、次年度以降は継続性が無いのですか。 企画が認められた団体は次年度の募集について優先権は有るのですか。</p>	<p>本実証事業により得られた知見・ノウハウについては、貸し付けや売却が困難な市有地活用に展開することを想定しています。塩屋町9丁目の市営住宅跡地については、令和5年度以降は本事業の結果を踏まえて土地の活用方法を検討します。令和5年度以降の公募に関する優先権はありません。</p>
3	<p>次のステップに進んだ時に無収入である場合、継続するために何らかの形で収入を求めても良いのでしょうか。</p>	<p>本事業は自立的な運営を目指した仕組みを検討することを目的としており、実証事業として、例えばマルシェのようなイベントを実施して出店者や来場者から料金を徴収することなども提案可能です。収支については報告書で報告していただきます。 令和5年度以降については、本実証事業の結果を踏まえて、土地の活用方法を検討します。</p>